

「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律案（仮称）」の概要

1. 背景

地域銀行及び乗合バス事業者が提供するサービスは、国民生活及び経済活動の基盤となる「基盤的サービス」であって、他の事業者による代替が困難。一方で、両事業者は、人口減少等により基盤的サービスを持続的に提供することが困難な状況にある。こうした中、将来にわたって基盤的サービスの提供を維持するために、合併等や共同経営を実施し経営力の強化等を図ることは、私的独占禁止法の規制に抵触するおそれがある。

2. 法案の概要

地域における**乗合バス事業者及び地域銀行（地域基盤企業と総称する。）**が提供するサービスの重要性に鑑み、将来にわたって当該サービスの維持を図り、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上に資するため、地域基盤企業の**合併等又は共同経営に関する協定の締結**について**私的独占禁止法の特例**を定める。

3. 措置内容

◆ 合併等に係る特例措置

- ✓ 主務大臣の認可を受けて行う**地域基盤企業の合併等には私的独占禁止法の規定を適用しない**
- ✓ 申請者は、**基盤的サービス維持計画**を主務大臣に提出する
- ✓ 申請者は、計画の実施状況について主務大臣に報告する
- ✓ 主務大臣は、**是正命令を出せる（公取委からの措置請求が可能）**

◆ 共同経営（カルテル）に係る特例措置

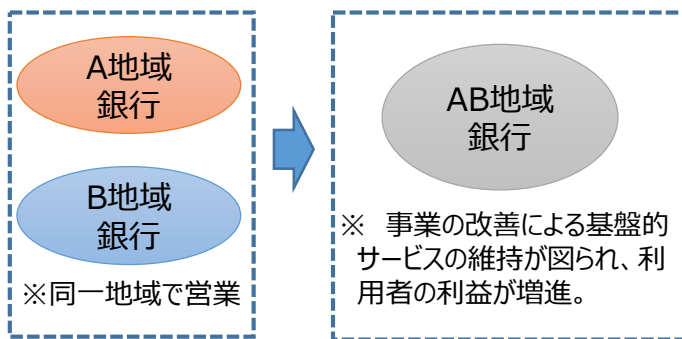
- ✓ 主務大臣の認可を受けて行う**乗合バス事業者*の共同経営には私的独占禁止法の規定を適用しない**
- ✓ 申請者は、**共同経営計画**を主務大臣に提出する
- ✓ 申請者は、計画の実施状況について主務大臣に報告する
- ✓ 主務大臣は、**是正命令を出せる（公取委からの措置請求が可能）**

※乗合バス事業者が他の公共交通機関と共同経営を行う場合も本特例措置の対象。

◆ 附則 - 10年以内に本法を廃止するものとする

合併等の特例措置（イメージ）

主務大臣は、基盤的サービスの維持等に関する基準の下、合併等を認可。認可を受けた事業者は、私的独占禁止法の規定にかかわらず合併等を実施。



共同経営の特例措置（イメージ）

主務大臣は、「運賃プール」を含めた事業者間の共同経営を認可。認可を受けた事業者は、私的独占禁止法の規定にかかわらず特定の路線での共同運行や運行間隔の調整等を実施。これらを通じた事業の改善により、地域公共交通の維持が図られ、利用者の利益が増進。

